第150回ショッピングセンター海外視察研修ツアー

視察主催・企画／JCSC Japan Council of Shopping Centers 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-14 後楽森ビル15F
TEL.03-5615-8523 FAX.03-5615-8539　担当／大内・今野
旅行企画・実施／株式会社JTB

2027年2/21(日)～25(木)　3泊5日



Los Angeles
ロサンゼルス

SC先進国である米国において、世界有数の国際都市「ロサンゼルス」の多様なSCを視察するツアーです。
初めて海外のSCを視察する方、定点観測的に米国SCを調査したい方など、今後のSCのあり方を探るうえで目的に応じて本ツアーを活用いただければと存じます。
皆様のご参加をお待ちしております。

ツアーのポイント

1. アメリカ・ロサンゼルスは、暖かな気候と相性がよい屋外型SCが盛況で、体験やエンターテインメントの要素を持つテナントが増えているほか、近年は再開発・複合開発が顕著となっています。現地視察を通じて、日本のSC開発や街づくりの先行事例を学ぶ機会となります。
2. SCを視察する学びの場だけではなく、ツアー内で開催するパーティーなどを通じて参加者同士のネットワーク作りや情報交換の場としてもご活用いただけます。
3. コーディネーターの若林氏は、ロサンゼルス在住で流通業界全般の知見を持ち、当協会を始め視察研修ツアーのコーディネート実績も豊富です。若林氏による事前講義や現地視察同行・説明により、深い知識を得られます。
4. 視察以外に自由視察時間を設け、各社各自の目的に沿った商業施設・専門店・建物等を視察・体験いただけます。
5. 国際線利用航空会社はANA(NH)、宿泊先は視察に適した立地のホテルを利用します。

コーディネーター紹介

若林 哲史氏
(株)エレガント・ソサエティ
取締役社長

カリフォルニア州、ロサンゼルス在住。在米50年以上。マウント・セント・メリー大学卒業(経営学専攻)。南カリフォルニア大学MBA(経営管理学修士)修了。大手旅行会社に勤務、ホテル予約やコンピューター・システム開発等の担当後退社、地元の旅行手配会社に勤務後独立、株式会社エレガント・ソサエティーを業務視察のコーディネート会社として1983年に創業。その経営と、扱っている視察チーム／セミナーのコーディネーター／講師として活躍の他、ブログによる流通ニュース発信、日本での講演活動、流通業界誌などへの寄稿を通じてアメリカの最新のトレンドや小売業の紹介を行っている。さらに日本への商品輸出、フランチャイズ、ライセンシー契約等のコンサルティングも手掛けている。顧客は日本ショッピングセンター協会、食品メーカー、スーパーマーケット、百貨店、フード・サービス、専門店等流通業界全般。

大人お一人様旅行代金

※SC協会会員の方。
※お一人様1室のご利用。

599,000円

ツイン2名1室ご希望の場合

※SC協会会員の方のみ、一般の方の設定はございません。
※人数等の都合でご希望に沿えない場合があります。

545,000円

※※燃油特別付加運賃(目安111,560円)、日本国内空港施設使用料(3,160円)、国際観光旅客税(3,000円)、海外空港諸税(概算12,000円)が別途必要となります。(2026年10月7日現在)

主な視察予定先

※この写真は各視察先のイメージです。
※視察先は変更になる場合があります。予めご了承願います。

1日目

サンタモニカ・プレース／3rdストリート・プロムナード

サンタモニカの中心にある屋外型ショッピングモールで、ノードストロームなどの大型店やブランドショップが入居する高級感のある洗練されたモール。モール上階からはサンタモニカの海を眺められる。また3rdストリート・プロムナードは、サンタモニカ・プレースに隣接する3ブロックにわたる屋外ストリートで、週末には観光客と地元客が訪れ賑わい、ロサンゼルスらしい雰囲気が味わえる。

ザ・グローブ

ロサンゼルス市内で最も繁盛しているモール。オープンモールで、ノードストローム、ナイキの旗艦店、アップルの旗艦店、その他有名ブランドも多い。隣接しているファーマーズマーケット、高級食品店のエレウォンも視察可能。

デルアモ・ファッション・センター

商業施設開発リート大手のサイモン・プロパティーのモール。アウトドアの別棟もあり、レストランやブランド・ショップが人気。



デルアモ・ファッション・センター

2日目

シャーマン・オークス・ギャレリア

オープンエアのライフ・スタイル・センターとビジネス・センター。バーレーの文化の中心となり、ショッピング、レストランに加え、事務所、スポーツ・センターなども備えている。

ウェストフィールド・トパンガ

サンフェルナンド・バーレーの南側に位置するカノガ・パークにあるショッピングセンター。シアーズが撤退した後をフード・ホールに改装、トパンガ・ソーシャルとして地域で人気の高いスポットとなっている。顧客層は、ヒスパニックが半分近くを占め、白人が4割、アジア系は1割弱、黒人は4％ほどとなるが、道を挟んですぐ北側のウッドランド・ヒルズは富裕層の集まる地域である。百貨店のメイシーズ、ニーマン・マーカス、ノードストローム、ターゲットが入居しており、主なチェーン店が揃っている。


ウェストフィールド・トパンガ

トパンガ・ビレッジ

ウエストフィールド・トパンガに隣接した、オープンエアのショッピング・センター。コストコ、クレート＆バレルから、ファッション、レストラン、バー、フィットネス・クラブ、UCLAヘルスセンターなどが入居している。

アメリカナ・アト・ブランド／グレンデール・ギャレリア

ロサンゼルス市内、ファーマーズマーケットに隣接したザ・グローブで成功した、ディベロッパーのカルーソが開発したライフスタイル・センター。建物の上部は住居になっており、賃貸と分譲に分かれている。ショッピング、飲食、娯楽（映画館）が揃っており、所在地のグレンデールで人気のスポットとなっている。また、隣接したグレンデール・ギャレリアは、大型のリージョナル・モールで、著名なデザイナーのジョン・ジャーディがデザインしている。現在はブルックフィールド・プロパティーズの所有で、核店は、ブルミンデール、メイシーズ、JCペニー、ターゲットが入っている。アップルの1号店はここで開店された。隣接したアメリカナ・アト・ブランドとの相乗効果によって、高い集客力を維持している。


アメリカナ・アト・ブランド


グレンデール・ギャレリア

ツアー事前説明会

日　時：2027年2月2日（火）10:00～12:30（受付9:30～）

会　場：日本ショッピングセンター協会 会議室

開催形式：当協会会議室およびオンライン

内　容：①10:00～11:30　コーディネーターによる講義（流通事情・視察先概要等）
②11:30～12:00　ツアースケジュール・注意事項等（旅行会社より）
③12:00～12:30　名刺交換会（会議室ご参加者のみ）

※時間・場所・内容等は変更になる場合がありますのでご了承ください
※詳細はツアー申込者にご案内します

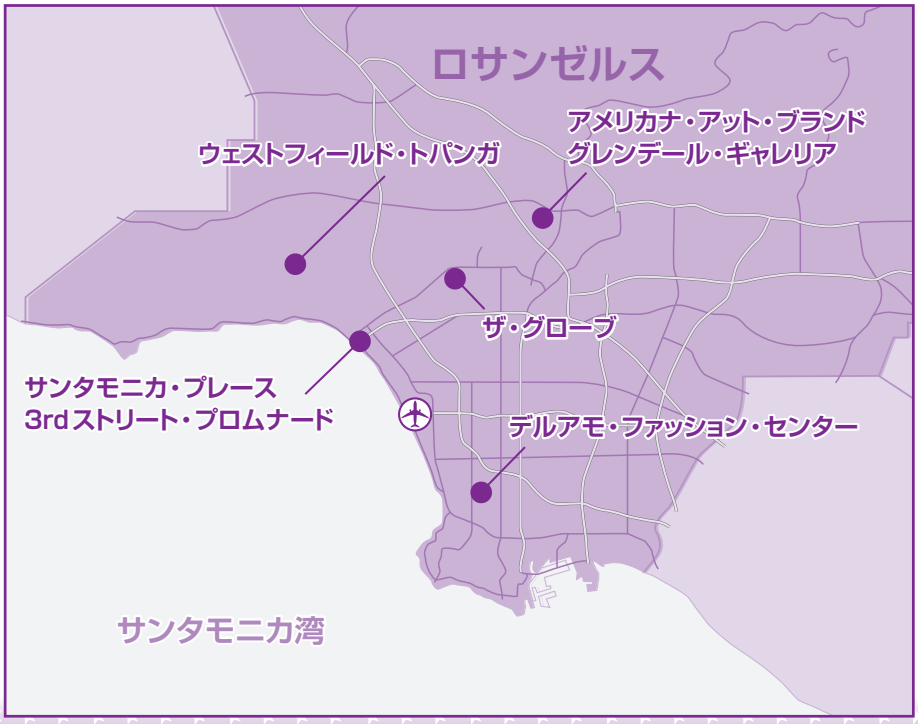
日　程　表

日次	月日(曜日)	訪問地	交通機関	スケジュール	食事
1	2027年 2/21 (日)	成田(東京)発	NH006	15:00：成田空港集合 17:00：空路、ANA直行便にてロサンゼルス国際空港へ ――――――――――――――――― 日付変更線 ――――――――――――――――	機内:2回
		ロサンゼルス着	専用車	09:50：着後、専用車にて商業施設視察 ●サンタモニカ・プレースと3rdストリート・プロムナード、サンタモニカピアなど ●ザ・グローブ ●オベーション・ハリウッド ●デルアモ・ファッション・センター 夜　：★日本ショッピングセンター協会主催ウェルカムディナーパーティー (パーティーは別日の開催に変更する場合があります) 【ロサンゼルス泊】	昼:― 夕:○
2	2/22 (月)	ロサンゼルス	専用車	終　日：商業施設視察 ●シャーマン・オークス・ギャレリア ●ウェストフィールド・トパンガ ●トパンガ・ビレッジ ●アメリカナ・アト・ブランド／グレンデール・ギャレリア 【ロサンゼルス泊】	朝:○ 昼:― 夕:―
3	2/23 (火)	ロサンゼルス	専用車	終　日：各自目的別自由視察 【希望者のみ／無料オプショナルツアー】 コーディネーター同行による商業施設視察　※前日(予定)に参加有無を確認します ●アーバイン・スペクトロム ●ファッション・アイランド ●サウス・コースト・プラザ ●シダテル・アウトレット 【ロサンゼルス泊】	朝:○ 昼:― 夕:―
4	2/24 (水)	ロサンゼルス発	専用車 NH005	午　前：ロサンゼルス国際空港へ 11:30：空路、ANA直行便にて日本へ 【機内泊】	朝:○ 昼:― 機内:2回
5	2/25 (木)	成田(東京)着		16:30：成田空港到着後、入国審査・通関後、解散	

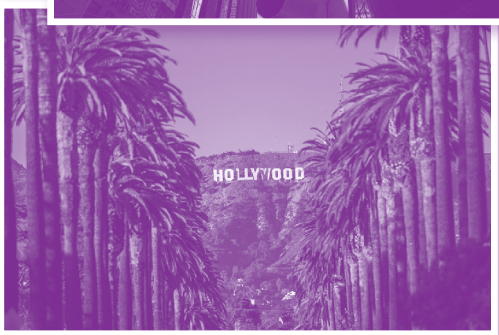
※記載例:「NH」＝ANA
※記載例:「朝」＝朝食、「昼」＝昼食、「夕」＝夕食、「機内」＝機内食、「―」＝食事なし
※記載例:●＝商業施設(下車)
※視察先ならびに交通機関・時刻は変更になる場合がございます

☆時間帯の目安

早朝	朝	午前	午後	夕刻	夜	深夜	終日
04:00	06:00	08:00	12:00	17:00	19:00	23:00	04:00	09:00	17:00







募　集　要　項

■旅行期間　2027年2月21日（日）～25日（木）　（3泊5日）

■旅行代金　大人お一人様（航空機エコノミークラス・１名１室利用）

	SC 協会会員の方	一般参加の方
1室1名様利用※1	599,000円	748,900円

※1 2名1室利用ご希望の場合は、お一人様**545,000円**となります。
（会員のみ。一般の方の設定はございません）。

※燃油特別付加運賃（目安111,560円）、日本国内空港施設使用料（3,160円）、国際観光旅客税（3,000円）、海外空港諸税（概算12,000円）が別途必要となります。（2026年10月7日現在）

ビジネスクラス席利用追加代金※2	国内線追加代金	※下記のお問い合わせ先旅行会社までお問い合わせください。

※2 国際線利用区間のみ

■募集人員　25名（最少催行人員20名）

■申込締切日　**2026年11月19日（木）**【※ただし満員になり次第締切】
※締切日までにパスポート情報の入力も必要となります

■申込方法　本視察研修ツアーのお申込みは「JTB申込WEBサイト」から行っていただくことになります。下記URLもしくは二次元（QR）コードよりアクセスください。https://www.jtb-oa-sys.com
※まずは上記申込WEBサイトより、新規登録を行っていただく必要がございます。
※本ツアーのパスコードは「SkBontnRXP」となります。
なお、お申込方法でご不明の方は、別途「案内書面」をご案内いたしますので、下記の㈱JTB 東京中央支店の担当者までご連絡ください。

■添　乗　員　全行程1名同行いたします。

■利用予定日本発着航空会社　ANA（NH）

■利用ホテル　Residence Inn by Marriott Los Angeles Torrance/Redondo Beach
または同等クラスのホテル

■食事条件　朝食3回／昼食0回／夕食1回
（この回数に機内食は含まれません／ドリンク代を除く）

■パスポートの有効期限　帰国時まで有効なもの
（入国時90日以上が望ましい）

■旅行代金に含まれるもの

○航空運賃エコノミークラス（全行程エコノミークラス）○宿泊代金（1名1室利用）○シャワー、トイレ付（ただしバスタブ付きのお部屋になることもあります。）　○食事料金：朝食3回、昼食0回、夕食1回（この回数に機内食は含みません）　○視察料金：日程表記載の専用車代金、視察時のバス、ガイド料金　○手荷物料金：利用航空会社の規定による　○添乗員費用　○団体旅行中の税金、チップ※上記費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。この運賃料金には運送機関の付加運賃料金を含みません。※付加運賃料金とは、原価水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。

■旅行代金に含まれないもの

○上記以外は、旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。○ビジネスクラス利用追加代金　○米国ESTA代金（$41.00）　○超過料金手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）　○個人的性格の費用上含まれない食事代、クリーニング代、電話代　○渡航手続諸費用（渡航手続代行料金）　○日本国内における自宅～空港～自宅までの国内交通費　○海外旅行傷害保険 ※○旅券印紙・証紙代（5年有効旅券：4,800円、10年有効旅券：9,300円）○燃油サーチャージ113,560円 ○空港施設利用料3,160円（成田）○国際観光旅客税3,000円 ○海外空港諸税概算12,000円 ※為替レートの変動により過不足が生じた場合、精算はいたしません。※航空会社が定める燃油サーチャージが増額になった場合は、不足分を徴収し、減額になった場合はその分を返金いたします※旅行代金算出基準日：2026年10月13日

■アメリカESTAについて

１．旅券（パスポート）
帰国時まで有効なもの、ただしIC 旅券（e-passport）であること。（ビザウエーバープログラムにより米国に入国する場合は、旅券の残存期間が90日以上ある人には90日間の滞在許可がおります）。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券申請等はお客様責任で行ってください。お客さまのご希望により別途渡航手続代行料金をいただいてお受けすることもできます。
２．査証（ビザ）
一定の条件を満たしている方は事前に電子渡航認証（ESTA）を取得することで無査証でご入国いただけます。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・電子渡航認証（ESTA）の取得はお客様の責任で行ってください。ESTA を取得できなかった場合は米国査証の申請が必要です。査証取得まで１ヶ月以上要する場合があります。ご出発までに査証が取得できない場合、旅行契約を解除させていただき、その場合の取消料はお客さま負担となります。なおこれらは、お客さまのご希望により別途渡航手続代行料金をいただいてお受けすることができます。※上記旅券、査証について日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。
３．渡航手続代行料金
この旅行の御参加にあたっては、旅券、ESTA（電子渡航認証）、米国および日本の税関申告書が必要ですが、当社でそれらの作成手続きを代行する場合の料金は下記のとおりです。代行を希望される場合はお申し出下さい。
※米国のESTA（電子渡航認証）の登録または確認・修正および確認証の発行、または内容の確認 9,900円

旅　行　条　件

■お申し込み
(1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に、おひとりにつき原則旅行代金の20%相当額以内の参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客さまがご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとおりをご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料（■お客さまの交替」に記載）をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料（■取消料のかかる場合」に記載）をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍が違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。
(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）
(3)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウエイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
(4)日程上実際に利用できない複数の予約（以下「重複予約」といいます。）は、「ウエイティング登録」の場合を除いて、ご遠慮いただきますようお願いします。「重複予約」をされますと、航空会社・宿泊機関などの予約管理方針により、航空会社・宿泊機関などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。
(5)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置について お伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
(6)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更することや、等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
(7)当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
(8)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意が必要です。
(9)本旅行は株式会社JTBが企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
(10)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
②通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
(11)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
②お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為をおこなったとき。
④お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為をおこなったとき。
(12)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。
■お客さまが出発までに実施する事項
海外安全情報について
渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。
外務省 海外安全ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/
外務省 海外旅行登録「たびレジ」
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/
外務省 領事サービスセンター（海外安全相談室）03－5501－8162
渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱について
レベル1:「十分注意してください。」
イ．通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
ロ．契約成立後に取消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。
レベル2:「不要不急の渡航は止めてください。」
イ．原則催行いたしませんが、当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、
催行いたします。その場合の対応は以下です。
ロ．当社は海外安全情報の書面を交付した、危険回避措置に関する説明を行います。
ハ．同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、
従前の旅行に係る取消料は収受いたしません。
ニ．ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に
行けないなど旅行内容に重要な変更（■旅程保証に掲げるもの）が生じた場合は、取消料を
収受いたしません。
ホ．渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
レベル3:「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」
レベル4:「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」
　催行を中止いたします。
衛生情報について
渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために
http://www.forth.go.jp/
■旅行代金のお支払い
旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降21日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。
■旅行代金・追加旅行代金
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。
■確定日程表
確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法）などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の７日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であっても お問合せいただければ手配状況について説明いたします。
■旅行契約内容・代金の変更
(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
(2)複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは契約を解除したお客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。
■取消料のかかる場合（お客さまによる旅行契約の解除）
お客さまは、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が＊ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

＊ピーク時とは12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。
①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
■取消料のかからない場合（お客さまによる旅行契約の解除）
下記の場合は取消料はいただきません。（一部例示）
①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項１～９に定める事項をいい
ます。
②旅行代金が増額された場合。
③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。
■当社による旅行契約の解除
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）
①お客さまの数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（ピーク時は33日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客さまに通知します。
②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
③申込条件の不適合
④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
⑤お客さまが■お申し込み(11)①から④のいずれかに該当することが判明したとき
■当社の責任
当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いませんし、お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。
■特別補償
当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。
■旅程保証
旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%） 旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客さまの責任
お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
■お客さまの交替
お客さまは当社が承諾した場合、交替に要する実費（下記参照）および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができます。
(1) エコノミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用）また下記（　）はこども。
北米（ハワイ含む）・中南米・ヨーロッパ（ロシア除く）・アフリカ・中東…17,500(13,200)円
アジア（韓国除く）・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国…10,000(7,500)円
韓国…6,000円(4,500)円
(2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合　全方面…1,000円(大人・こども共通)
＊航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。
■海外旅行保険について
病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがありますまた、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。
■お買い物案内について
お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないよう商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客さまご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内譲渡法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
■事故等のお申出について
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）
■個人情報の取扱いについて
※ＥＵ在住の方はお問い合わせください。
イ．当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空機の個人情報を、電子的方法等で海外免税店等の事業者に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供について お客さまに同意いただくものとします。
ロ．当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。
当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号
ハ．上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。
■募集型企画旅行契約約款について
この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。
当社ホームページ https://www.jtb.co.jp/operate/jyoken/acedom.asp からもご覧になれます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の４による取引条件説明書面にもなります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の５による交付する契約書面の一部になります。

旅行企画・実施・お申込み・お問い合わせ先
株式会社JTB 東京中央支店
東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階
TEL.03-6737-9281 FAX.03-6737-9284 担当：営業第一課 佐藤・多辺田（たべた）
営業時間：月～金／9：30～17：30（土・日・祝日休業）

観光庁長官登録旅行業第64号
一般社団法人 日本旅行業協会
旅行業公正取引協議会会員
プライバシーマーク 10450094(06)

総合旅行業務取扱管理者／髙橋 佑基
総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者におたずねください。